

鎌ヶ谷市自治会連合協議会個人情報取扱規則

(目的)

第1条

この取扱規則は、本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条

本会は、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員、理事、委員、代議員、地区ふれあい員、事務局員等においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条

この取扱規則は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条

本会が会の活動を目的として収集する情報は、本会を構成する単位自治会の会員の住所、氏名(家族及び同居人を含む)、性別、生年月日(年齢)、電話番号とする。その他の情報については、必要に応じて取得するものとする。

(利用)

第5条

取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

- (1) 名簿の作成
- (2) 文書の送付や回覧業務
- (3) 理事活動費の支払い
- (4) 行政手続きや保険の加入など、本会の活動にあたり会長が必要と認めたもの

(管理)

第6条

取得した個人情報、事務局にて保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に廃棄するものとする。

(提供)

第7条

取得した個人情報は、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合

(補則)

第8条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附則

この規則は、平成31年4月8日から施行する。

附則

この規則は、令和2年2月5日から施行する。